

資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算について審査したので、その結果について意見を提出する。

(1) 本審査は、夕張市監査基準第4条第14項に基づき実施した。

(2) 監査等の種類 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

(3) 監査の対象

令和2年度夕張市の各公営企業会計等の決算に基づき、市長から提出された資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(4) 監査等の着眼点

提出された資金不足比率算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に照らし適正に作成されているか、また算出過程に誤りがないかを着眼点とした。

(5) 監査等の実施内容

資金不足比率に関する数値や関係書類及び、各会計の算定状況について審査した。

(6) 監査等の実施場所及び日程

夕張市監査事務局

令和3年8月17日から令和3年8月23日

(7) 監査等の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

① 算定結果

(単位：%)

会計の名称	比率名	令和2年度 算定比率	経営健全化基準 (参考)
水道事業会計	資金不足比率	—	20
市場事業会計	資金不足比率	—	20
公共下水道事業会計	資金不足比率	—	20

注) 上記3事業会計については、いずれも資金不足額が算出されず算定比率なし。

② 前年度との対比

(単位：%)

	水道事業 会計	市場事業 会計	公共下水道 事業会計
令和2年度	—	—	—
平成元年度	—	—	—
増減	—	—	—

(2) 個別結果及び意見

① 公共下水道事業会計について

当事業会計については、平成20年度に単年度での収支の均衡が講じられており、平成21年度においては、繰上充用金額を一般会計から繰入することにより累積赤字額が解消された。

この結果、令和2年度においても、資金不足比率が生じなくなったものである。